

# 後期高齢者医療制度の 被保険者証のお知らせ

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が市から送付されます。

## ◎加入対象者および加入日について

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）が対象となります。

なお、平成20年3月31日の時点において、老人保健法医療受給者証をお持ちの方は、今までの国民健康保険や社会保険などの健康保険から全員が後期高齢者医療の被保険者になります。

また、平成20年4月1日以降に75歳（一定の障害を有する方については65歳）の誕生日をむかえる方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。

例）9月15日が75歳の誕生日の場合 ⇒ 9月15日から後期高齢者医療の被保険者

## ◎被保険者証をお届けする時期について

①平成20年3月31日の時点で75歳になっている方

⇒ ・平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証をお渡します。

②平成20年4月1日以降に75歳の誕生日をむかえる方

⇒ ・75歳の誕生日をむかえる日までに後期高齢者医療の被保険者証をお渡します。

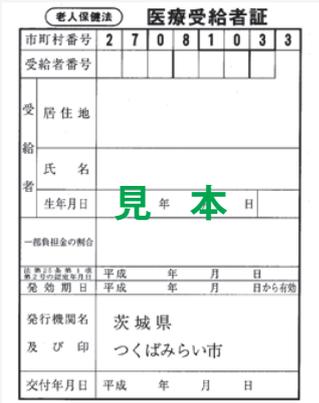
## ●平成20年4月1日以降は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関窓口へ提出してください。

現 在



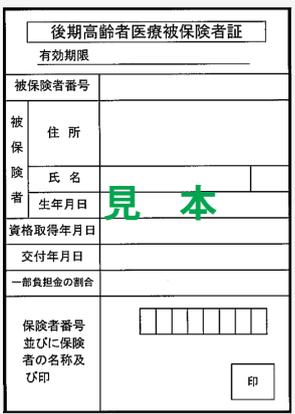
健康保険証

+



老人保健法医療受給者証

平成20年4月1日から



大きさは、現行の医療受給者証と同じです。

詳しくは、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。  
<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

### ◆問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合  
 ☎ 029-309-1211  
 伊奈庁舎国保年金課  
 ☎ 58-2111 (内線1183、1187)